

和田実の保育内容の理念と内容

保育内容「環境」からの検討1. 幼稚園創立から「幼児教育法」出版まで

山内昭道
(東京家政大学)

〇 二宮 稜
(十文字学園女子短期大学)

大澤 力
(東京家政大学)

I. 研究の目的

和田実(1876-1954)は、東京女子高等師範学校保育実習科および附属小学校での勤務の後、自ら私立幼稚園、教員養成所を創設し、野に在って、独自の幼児教育論を主張し、実践した。和田の幼児教育論全体の成立と展開に関しては、辛(2000)による詳細な研究があるが、本研究では、保育内容の理念と内容について検討することを目的とする。特に、現在の領域「環境」に関係のある保育内容が、日本の幼児教育の流れの中でどのように意識され、実践されたのかを、明治、大正、昭和期について明らかにしたい。

和田の幼児教育論の最初の結実は、明治41年、中村五六との共著として刊行した「幼児教育法」(1908)である。欧米の幼児教育書の訳書はそれまでも刊行されていたが、この「幼児教育法」は、日本での保育の現状に基づいて独自の幼児教育論を展開した画期的な書であった。そこで本稿では、「幼児教育法」を、その構想が生まれた背景から検討する。

II. 研究の内容と方法

和田実の活動期を以下の4つに区分し、関連する文献から必要な項目を調査し、考察する。

1. 日本における幼稚園の創立(明治9年, 1876)から「幼児教育法」出版まで。
2. 「幼児教育法」から「実験保育学」(昭和7年, 1932)、「保育学」(昭和18年, 1943)を経て太平洋戦争終戦まで。
3. 終戦から、「幼稚園にカリキュラムは必要か」(昭和29年, 1954)の出版および、保育要領・幼稚園教育要領(昭和31年, 1956)の制定まで。
4. これからの課題
以上の区分のうち、今回は1. について、
(1) 現在の保育内容「環境」と関連のある当時の保育内容の検討
(2) 和田実による女子高等師範学校附属幼稚園の保育方法の批判
(3) 「幼児教育法」における保育内容の理念と内容

の保育内容「環境」からの検討

の3点から考察する。

III. 結果

(1) 現在の保育内容「環境」と関連のある当時の保育内容の検討

学制の公布(明治5年, 1872)から、明治41年に至るまでの幼稚園関係の法令、および、いくつかの幼稚園、保育者養成機関の当時の状況を示す史料から、当時の保育内容に関する記述を調査した。

①保育内容について

東京女子師範学校附属幼稚園の明治10年の記録では、「保育科目」として次の3科を挙げている。

「第一物品科 日用ノ器物即チ椅子机或ハ花蝶牛馬等ノ各目ヲ示メス」

「第二美麗科 美麗トシ好愛スル物即チ彩色等ヲ示メス」

「第三知識科 観玩ニ由テ知識ヲ開ク即チ立方体ハ幾箇ノ端線平面幾箇ノ角ヨリ成リ其形ハ如何ナル等ヲ示メス」

これらは25の子目に細分されていたが、そのうち19子目はフレーベルの恩物で、それ以外では「計数」「博物理解」などが、今日の「環境」と関連のある内容といえる。また、同記録中の「保育時間表」によると、子目に相当する内容を1回30分から1時間半かけて扱うようになっていた。たとえば5歳児の「第一ノ組」では「博物修身等ノ話」「計数(一ヨリ百ニ至ル)」の時間が毎週各30分あった。

同園の保育科目の構成は、当時の他の幼稚園の保育内容の基準ともなっていた。たとえば、大阪府の『幼稚園手引』(1879)、『愛珠幼稚園志留弁』(1880)や鹿児島県の『鹿児島女子師範学校附属幼稚園規則』(1879)、兵庫県の『弘道学校附属幼稚園規則』(1880)では、科目の名称や要旨、子目の設け方などが多少異なる程度である。また東京府の明治14年(1881)の記録でも、府下の2つの幼稚園は、本所区公立江東女子小学校附属幼稚園で保育内容について「……現今ハ単ニ東京女子師範学校附属

幼稚園ノ規定ニ模倣シ……」とするなど、共に東京女子師範学校附属幼稚園の保育科目を基準としていた。

但し岡山県は『下等小学教則』（1879）で「幼稚科」は「読書、復習、暗記、算術、書取、口授、問答、習字、体操」の9項目とし、様子が異なっている。

明治32年（1899）公布された『幼稚園保育及設備規程』（文部省令第三十二号）では「第五条」で「保育ノ要旨」として4項目の指針を示し、「第六条」で「幼児保育ノ項目」として「遊嬉、唱歌、談話、手技」を挙げて、それぞれの内容に言及している。このうち「談話」については「談話ハ有益ニシテ興味アル事実及寓言、通常ノ天然物及人工物等ニ就キテ之ヲナシ徳性ヲ涵養シ観察注意ノカヲ養ヒ……」とされ、身近な自然に関する話が含まれていたことがわかる。

同じ4項目は『小学校令施行規則』（明治33年（1900）、文部省令第十四号）の「第九章 幼稚園及小学校ニ類スル各種学校」の「第百九十七条」にも挙げられ、同様の趣旨が「第百九十八条」から「第二百一条」で述べられている。

これより後の『明石女子師範学校附属幼稚園保育方針等』（明治37年、1904）は、「保育事項ノ要旨」として「会集、園芸、旅行、遊嬉（随意 共同）、談話、手技、唱歌」の7つを挙げ、「2. 園芸」に関しては、植物栽培と動物飼育を行い「……動物生活植物生活及自然法則存在ヲサトラシメ且自然物ニ対スル愛ト興味トヲ喚起セシメ……」と述べている。また、「3. 旅行」についても、「自然ニ対スル美感ヲ養成スル」ことをねらいの一つとしている。

『女子高等師範学校附属幼稚園保育要項』（明治39年、1906）では、「保育事項」として「遊嬉、唱歌、談話、手技」の4つを挙げ、このうち「談話」の内容として「自己・家庭・社会・自然」の4つを区分している。「自然」には「動物・植物・礦物・其他自然現象」が含まれていた。

②園庭の設置について

前出の『幼稚園保育及設備規程』『小学校令施行規則』では、園庭について「遊園」は幼児1人につき1坪を目安とする旨述べられているだけだが、実際の園庭の環境設定をどのようにすべきかについては、それ以前の史料に詳しい記述がみられる。

たとえば『幼稚園創立法』（「文部省教育雑誌」明治11年（1878）12月号）は「設立方法 第二園庭ノ景況」に望ましい園庭の概略について、「……徒ニ眺望ノ佳趣ヲ賞シ其結構ヲ裝飾スルニアラズ……子女ヲシテ草木等ノ如キ天造ノ物体ヲ目撃シ且ツ之ニ

親接セシムル……」と基本的な考え方を示した後、園庭を公庭・私庭に二分割し、このうち公庭は園庭の6割以上としたうえで、「……此ニ山谷田園池沼島嶼等ヲ築造シ其ノ間ニ竹木草花四季百種ノ植物ヲ栽培シ……」と述べている。また、私庭については園児一人あたり半坪から一坪を与え「……各児ヲシテ自分所有ノ地内ニハ随意ニ草木百般ノ種ヲキ苗ヲ植エ土ヲ鋤キ水ヲ灌ギ自ラ以テ培養セシムベシ……」と述べるとともに、園舎東側の私庭には運動場を設けるべきであることを説いている。

また豊田英雄・述『保育の菜』（明治12年、1879）にも砂場や花壇の設置を求める記述がみられる。

さらに、中村五六編著『幼稚園摘葉』（明治26年、1893）にも「第十四章 幼稚園設置ノ梗概 上」に「庭園」に関する記述がある。ここでは、「庭園」には周囲を樹木で囲った「遊戯ノ場所」と「花壇ヲ設ケ、諸種ノ植物ヲ栽培シ樹蔭ニハ榻ヲ設ケ、又一方ニ噴水ヲ設クレバ最モ佳ナリ。……」という場所の2つが必要とされている。さらに栽培すべき植物は「主トシテ人生有用ナルモノ」で、これらは「説話ノ事柄トナリ、又其種子ヲ蒔キ、發生ノ状態ヲ觀察セシムルニ便ナルモノヲ撰ブ可シ。」と述べている。

③保育者養成課程の授業内容について

保育者養成機関の課程からは、保育者に要求された自然科学の素養について窺い知ることができる。

明治11年（1878）当時の東京女子師範学校保母練習科（修業年限1年）の「学科」には「物理学並動物学」「幾何学」「図画初歩」などがみられる。

また、『頌栄幼稚園保母伝習所規則』（明治26年、1893）では、入学試験の科目と程度を定めた「第十七条」で、「理科」に含まれる「生理学」「動物学」「植物学」についてそれぞれ具体的に教科書を挙げて受験者に要求する水準を示している。同伝習所の課程は普通科、高等科とも2年だったが、入学後の授業内容に関する「第三条」で、「理科」については「動物植物礦物生理衛生等ノ大要ヲ講述シ之ヲ兒童ニ教ユルノ方法ヲ授ク」としている。

一方、『愛珠幼稚園幼児保育法伝習科規則』（明治19年、1886）の「課目」には、該当するものが設けられていない（伝習期限6カ月）。

（2）および（3）については、当日発表の予定。

IV. 参考文献 辛椿仙（2000）和田実における「幼児教育論」その成立と展開に関する研究